

協議事項（１）

ふれあいバス印旛・本埜支所ルートにおける令和３年度生活交通確保維持改善計画の認定申請について

１ 主旨

ふれあいバス印旛・本埜支所ルートについては、国から交通不便地域の指定を受けた「竜腹寺・荒野」地区の移動手段の確保を目的に、国の補助制度を活用しながら運行していますが、令和３年度の補助金を受けるためには、令和２年７月末日までに、地域公共交通会議等の意見を聴きながら、生活交通確保維持改善計画を策定し、提出する必要があります。

このため、本資料のとおり令和３年度分の生活交通確保維持改善計画について、委員の皆さまからご意見を伺ったうえで、関東運輸局千葉運輸支局へ認定申請するものです。

２ 生活交通確保維持改善計画の目標設定について

ふれあいバス印旛支所ルートの利用者数は、運行を開始した平成２３年度の１日平均４６人から、年々減少していたため、平成２７年１０月より、６便から８便に増便するなど利便性向上のため改善を加え、平成２８年度には一日平均目標の５０人を達成することが出来ました。

その後も利用者数は増加し、平成３０年度については、１日平均７２．２人と大幅に目標を上回る結果となりました。

令和元年１０月１日からは、１日平均８０人の目標値を設定して、本埜支所までルートを延伸し、名称を印旛・本埜支所ルートに改め、現在に至っております。

令和2年7月2日

（名称）印西市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称						
印西市生活交通確保維持改善計画						
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性						
<p><目的></p> <p>印西市においては、市域中央を東西に走る北総線と市域北部を東西に走るJR成田線の鉄道路線を地域間交通ネットワークとして、当該路線と接続する路線バス、コミュニティバスなどによって、公共交通網が形成されている。</p> <p>こうした中で、市内には半径1キロメートル以内にバス停留所、鉄軌道駅、港湾及び空港が存在しない、いわゆる「交通不便地域」が点在しており、この計画では、地方運輸局長から交通不便地域の指定を受けた「竜腹寺地区・荒野地区」の住民を主な対象者とした移動手段の確保することを目的とする。</p> <p><必要性></p> <p>当該地区では、高齢化も進展し、また商業施設や医療施設がなく、日常生活における買い物・通院等、高齢者の生活を支える生活交通等の運行を行う必要がある。また、本埜地区及び印旛地区ではコミュニティバスが運行されておらず、さらに本埜地区では路線バスが2系統運行されているものの、バス停については数が少なく、地区内全域をカバーする交通機関が存在しない状況である。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、ふれあいバス印旛・本埜支所ルートを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>						
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果						
(1) 事業の目標						
<p>一日あたりの平均利用者数の目標を、80人とする。</p> <p>運行開始以降、減少傾向にあった利用者数を回復させるため、ダイヤの見直しや市の広報紙、ホームページ等で周知を行い、利用者増加に向けた取り組みを行ってきた。その結果、当初の目標値であった一日あたりの平均乗客数50人を、平成28年度に達成することができた。その後も利用者が伸びていたことから、目標値を上方修正し、利用者数の増加を目指した取り組みを引き続き実施してきた結果、平成30年度は一日あたりの平均乗客数は72人となった。</p> <p>令和元年には、ルートを延伸し、東ルート、六合路線、乗合タクシースワン号と乗り継ぎを可能にすることで、交通不便地域への更なる対応と地域住民の生活の足の確保に向けた取り組みを実施したが、平均利用者数は、新型コロナウイルスの影響もあり減少している。</p>						
	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	平均利用者数	41人	52人	61人	72人	63人

(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通不便地域の解消を図る。 ・買い物、通院等、地域住民の日常の活動機会を確保する。 ・交通弱者とされる方々の移動手段を提供し、社会参加の機会を確保する。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p><目標を達成するために行う事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報、ホームページ等による利用促進に向けた周知 ・利用者の利便性が向上するように、ダイヤ改正やルートの見直し等について、利用動向を注視しつつ、随時検討していく。 <p><実施主体></p> <p>印西市及び補助対象事業者</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
印西市から運行事業者への費用については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
ちばレインボーバス株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

- 23年 3月：印西市地域公共交通総合連携計画を承認。
5月：運行事業者の選定方法（プロポーザル方式）について承認。
6月：本計画に基づく新規ルートの運行並びに運行事業者、運行内容について承認。
8月：当該ルートの広報活動、利用促進策について検討。
11月：利用者アンケートの実施について承認。
- 24年 2月：利用者アンケートの結果を報告。
4月：当該ルートの延伸について承認。
8月：当該ルートの延伸後の利用状況を報告。
12月：当該ルートの延伸後の利用状況を報告。
- 25年 5月：当該ルートの印西牧の原駅への乗り入れ等について承認。
8月：当該ルートの印西牧の原駅への乗り入れ後の利用状況を報告。
- 26年 1月：当該ルートの印西牧の原駅への乗り入れ後の利用状況を報告。
- 27年 1月：当該ルートの印西牧の原駅への乗り入れ後の利用状況を報告。
当該ルートの運行ダイヤの見直し及び増便について承認。
8月：当該ルートの利用状況を報告。
- 28年 1月：当該ルートの運行ダイヤの見直し及び増便後の利用状況を報告。
- 29年 1月：当該ルートの運行ダイヤの見直し及び増便後の利用状況を報告。
- 29年 8月：平成30年度生活交通確保維持改善計画を承認。
- 30年 1月：当該ルートの運行ダイヤの見直し及び増便後の利用状況を報告。
- 30年 6月：平成31年度生活交通確保維持改善計画を承認。
- 30年12月：当該ルートの運行ダイヤの見直し及び増便後の利用状況を報告。
- 元年 5月：ふれあいバス見直し検討分科会において、当該ルートの一部運行ルートの延伸とダイヤの見直しについて意見聴取。
- 元年 6月：当該ルートの一部運行ルートの延伸とダイヤの見直しについて承認。
令和2年度生活交通確保維持改善計画を承認。

21. 利用者等の意見の反映状況

委員28名のうち8名を市民から選考しており、本計画は市民代表を含む会議に諮っている。

本計画の新規ルート運行を位置づけた印西市地域公共交通総合連携計画の策定時に、市民アンケート及び意見公募を実施した。取得したデータ及び意見等については、本計画の策定及び計画事業の実施にあたり参考としている。

市内公共交通に関する意見については事務局で常時受付けており、必要と認められるものについては会議に諮っている。

22. 協議会メンバーの構成員		
関係都道府県	千葉県	千葉県総合企画部交通計画課企画調整班職員 千葉県印旛土木事務所調整課長
関係市区町村	我孫子市	我孫子市建設部交通課長
交通事業者 交通施設管理者 等	一般乗合旅客自動車運 送事業者	ちばレインボーバス株式会社
		有限会社大成交通
		なの花交通バス株式会社
		ちばグリーンバス株式会社
	一般乗用旅客自動車運 送事業者	株式会社都市交通
		船尾タクシー有限公司
一般旅客自動車運送事 業者の事業用自動車の 運転者の代表	ちばレインボーバス株式会社自動車運転士	
	一般社団法人千葉県バス協会	
鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社 北総鉄道株式会社	
地方運輸局	関東運輸局千葉運輸支局	首席運輸企画専門官（輸送監査部門）
その他協議会が 必要と認める者	市民	公募市民（2名）
		高齢者クラブ連合会推薦（1名）
		町内会自治会連合会推薦（3名）
		女性の会推薦（1名）
		民生委員児童委員連絡協議会推薦（1名）
	千葉県印西警察署	千葉県印西警察署交通課長
	専門家	評論家・大学講師
	市	福祉部長
		都市建設部長
企画財政部長		

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県印西市大森2364番地2

（所 属）印西市企画財政部交通政策課

（氏 名）

（電 話）0476-33-4457

（e-mail）koutsuuka@city.inzai.chiba.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

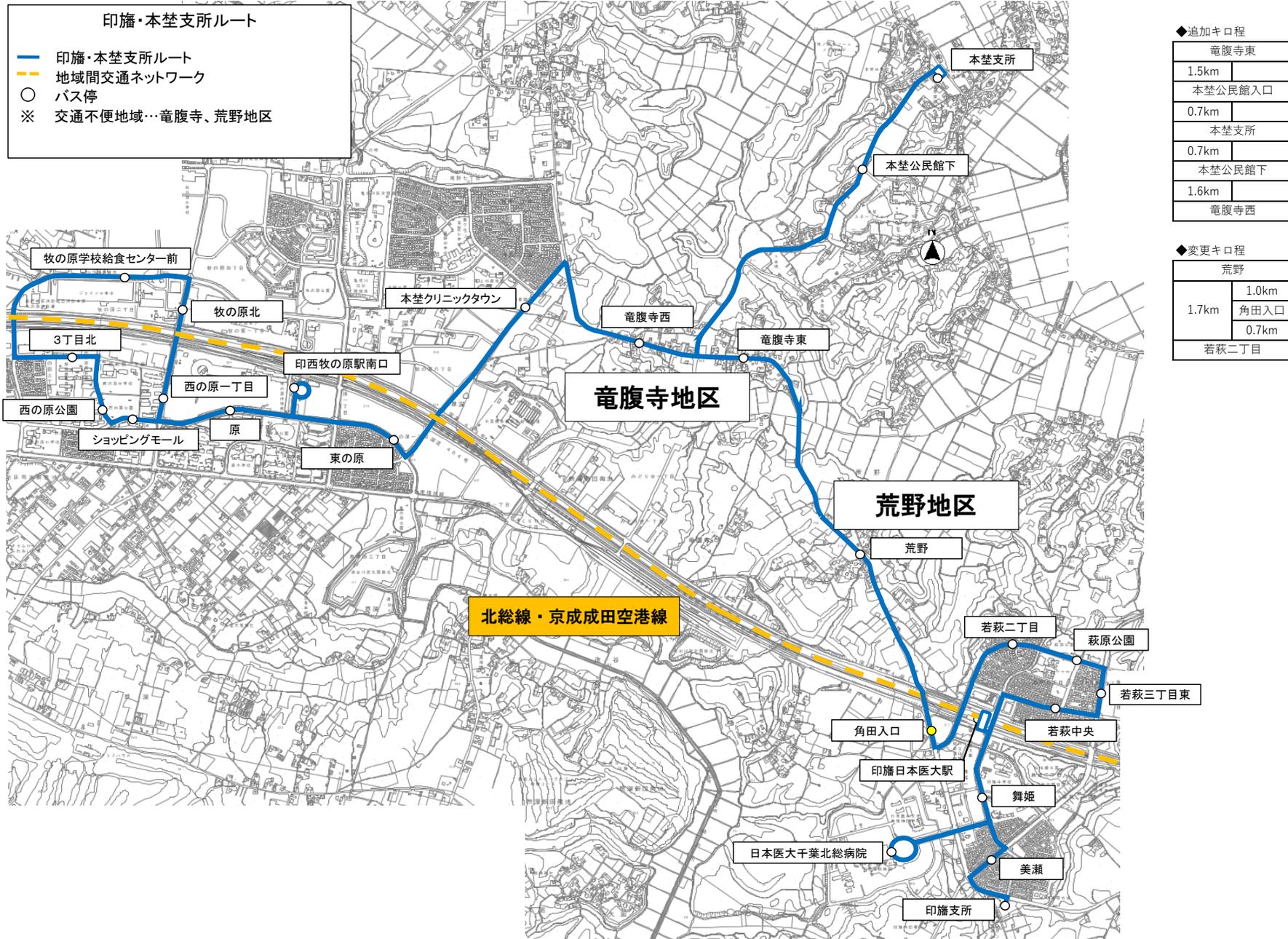
年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
印西市	ちばレインボーバス 株式会社	(1) ふれあいバス 印旛・本埜支所 ルート	印旛 支所	本埜支 所、印西 牧の原駅 南口、牧 の原学校 給食セン ター、印 西牧の原 駅南口、 本埜支所	印旛 支所	往31.4km 復 km	365日	1825回		路線定期 運行	②(2)	印西牧の原駅及 び印旛日本医大 駅で、鉄道「北総 線・京成成田空港 線」に接続	③
	ちばレインボーバス 株式会社	(2) ふれあいバス 印旛・本埜支所 ルート	印旛 支所	本埜支所	印西 牧の原駅 南口	往13.3km 復 km	365日	365回		路線定期 運行	②(2)	印西牧の原駅及 び印旛日本医大 駅で、鉄道「北総 線・京成成田空港 線」に接続	③
	ちばレインボーバス 株式会社	(3) ふれあいバス 印旛・本埜支所 ルート	印西 牧の原駅 南口	牧の原学 校給食セ ンター、印 西牧の原 駅南口、 本埜支所	印旛 支所	往18.1km 復 km	365日	365回		路線定期 運行	②(2)	印西牧の原駅及 び印旛日本医大 駅で、鉄道「北総 線・京成成田空港 線」に接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 添付資料：印旛・本埜支所ルート 運行経路及びバス停位置



印旛・本埜支所ルート(印旛支所・本埜支所・牧の原循環ルート)時刻表 (令和元年10月1日改正)

	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
132	印旛支所	7:25	9:13	10:48	12:22	—	15:13	17:02
131	美瀬	7:27	9:15	10:50	12:24	—	15:15	17:04
130	日本医大千葉北総病院	7:29	9:17	10:52	12:26	—	15:17	17:06
129	舞姫	7:31	9:19	10:54	12:28	—	15:19	17:08
128	印旛日本医大駅	7:34	9:22	10:57	12:31	—	15:22	17:11
127	若萩中央	7:36	9:24	10:59	12:33	—	15:24	17:13
126	若萩三丁目東	7:37	9:25	11:00	12:34	—	15:25	17:14
125	萩原公園	7:38	9:26	11:01	12:35	—	15:26	17:15
124	若萩二丁目	7:40	9:28	11:03	12:37	—	15:28	17:17
新	角田入口	7:41	9:29	11:04	12:38	—	15:29	17:18
123	荒野	7:43	9:31	11:06	12:40	—	15:31	17:20
122	竜腹寺東	7:45	9:33	11:08	12:42	—	15:33	17:22
新	本埜公民館下	7:48	9:36	11:11	12:45	—	15:36	17:25
新	本埜支所 着	7:49	9:37	11:12	12:46	—	15:37	17:26
	本埜支所 発	7:50	9:39	11:13	12:47	—	15:38	17:28
新	本埜公民館下	7:51	9:40	11:14	12:48	—	15:39	17:29
121	竜腹寺西	7:54	9:43	11:17	12:51	—	15:42	17:32
120	本埜クリニックタウン	7:56	9:45	11:19	12:53	—	15:44	17:34
119	東の原	7:59	9:48	11:22	12:56	(始発)	15:47	17:37
37	印西牧の原駅南口	8:01	9:50	11:24	12:58	14:15	15:49	17:39
36	原	8:02	9:51	11:25	(終点)	14:16	15:50	17:40
40	ショッピングモール	8:03	9:52	11:26	—	14:17	15:51	17:41
86	西の原公園	8:04	9:53	11:27	—	14:18	15:52	17:42
135	3丁目北	8:05	9:54	11:28	—	14:19	15:53	17:43
33	牧の原学校給食センター前	8:08	9:57	11:31	—	14:22	15:56	17:46
34	牧の原北	8:09	9:58	11:32	—	14:23	15:57	17:47
35	西の原一丁目	8:10	9:59	11:33	—	14:24	15:58	17:48
36	原	8:11	10:00	11:34	—	14:25	15:59	17:49
37	印西牧の原駅南口	8:11	10:02	11:36	—	14:27	16:01	17:51
119	東の原	8:13	10:04	11:38	—	14:29	16:03	17:53
120	本埜クリニックタウン	8:16	10:07	11:41	—	14:32	16:06	17:56
121	竜腹寺西	8:18	10:09	11:43	—	14:34	16:08	17:58
新	本埜公民館下	8:21	10:12	11:46	—	14:37	16:11	18:01
新	本埜支所 着	8:22	10:13	11:47	—	14:38	16:12	18:02
	本埜支所 発	8:24	10:14	11:48	—	14:39	16:13	18:03
新	本埜公民館下	8:25	10:15	11:49	—	14:40	16:14	18:04
122	竜腹寺東	8:28	10:18	11:52	—	14:43	16:17	18:07
123	荒野	8:30	10:20	11:54	—	14:45	16:19	18:09
新	角田入口	8:32	10:22	11:56	—	14:47	16:21	18:11
124	若萩二丁目	8:33	10:23	11:57	—	14:48	16:22	18:12
125	萩原公園	8:35	10:25	11:59	—	14:50	16:24	18:14
126	若萩三丁目東	8:36	10:26	12:00	—	14:51	16:25	18:15
127	若萩中央	8:37	10:27	12:01	—	14:52	16:26	18:16
128	印旛日本医大駅	8:39	10:29	12:03	—	14:54	16:28	18:18
129	舞姫	8:41	10:31	12:05	—	14:56	16:30	18:20
130	日本医大千葉北総病院	8:43	10:33	12:07	—	14:58	16:32	18:22
131	美瀬	8:45	10:35	12:09	—	15:00	16:34	18:24
132	印旛支所	8:48	10:38	12:12	—	15:03	16:37	18:27

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	印西市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	43,123
交通不便地域	561

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
561	竜腹寺及び荒野地区	局長指定

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
561	$561人 \times 120円 \times 0.7 + 460万円$	4,647千円

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2))(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表5 添付資料： 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

